

答 申 第 1 5 1 号
令和 8 年 3 月 26 日
(諮問公第175号)

答 申

1 審査会の結論

鹿児島県警察本部長（以下「実施機関」という。）が、本件審査請求の対象となった公文書について、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第53条の2に規定する訴訟に関する書類に当たり、鹿児島県情報公開条例（平成12年鹿児島県条例第113号。以下「条例」という。）の適用を受ける公文書に該当しないことを理由に不開示とした決定は、妥当である。

2 審査請求の内容

(1) 審査請求の経緯

審査請求人は、条例第5条の規定に基づき、令和6年12月26日付けで、「鹿児島県警が令和〇年〇月〇日に検索した〇〇市の「〇〇」の検索差し押さえ令状」の公文書開示請求を行った。

これに対し実施機関は、令和7年1月10日付け鹿捜二第5号で、公文書不開示決定（以下「本件処分」という。）を行った。

その後、本件処分を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づき、令和7年1月17日付けで実施機関の上級庁である鹿児島県公安委員会（以下「諮問実施機関」という。）に審査請求がなされたものである。

(2) 審査請求の趣旨

本件処分を取り消し、開示するとの裁決を求めるというものである。

(3) 審査請求の理由

審査請求人が審査請求書及び反論書において述べている審査請求の主たる理由は、次のとおりである。

ア 実施機関の主張は、開示請求した検索差押令状が、刑事訴訟法第53条の2で情報公開の対象外とされる「訴訟に関する書類」に該当する、と解釈できる。

イ これに対し、当方は以下の理由で異議を申し立て開示を求める。

ウ 〇〇への家宅捜索は、地方公務員法（守秘義務）違反容疑で逮捕された元巡査長の関係先として実施されたものだが、元巡査長の公判は令和〇年〇月に終了し、有罪が確定している。「訴訟」は終了しており、検索差し押さえ令状は「訴訟に関する書類」に該当しない。

- エ ○○への家宅捜索は「報道の自由」「取材源の秘匿」「権力と報道機関の関係」に関する全国的な議論を巻き起こした。○○が県警の事件捜査に疑義を訴える趣旨の記事を掲載していたこと、押収物から元生活安全部長の逮捕につながったことを踏まえ「告発つぶし」「批判封じ」との指摘もあった。こうしたことを考慮すると、一連の捜査や家宅捜索の経緯を新聞紙上で報道し、妥当性を検証することは健全な民主主義社会を維持する上で不可欠だと考える。捜索差し押さえ令状は家宅捜索の法的根拠となった文書であり、開示は報道や検証に欠かせない。開示は必要である。
- オ ○○への家宅捜索に対する疑義や懸念を伝える新聞記事を添付する。いずれも上記エに記した、「一連の捜査や家宅捜索の経緯を新聞紙上で報道し、妥当性を検証することは健全な民主主義社会を維持する上で不可欠だと考える」との当方の主張の根拠になる記事である。審査の際の判断材料にされることを希望する。
- カ 2024年は、県警の不祥事隠蔽を告発した元生活安全部長を逮捕した鹿児島県警と、知事のパワハラなどを告発した幹部職員を懲戒処分した兵庫県の対応が全国的な注目を集め、内部告発者をどう保護するか議論が高まった年であった。これを受けて2025年1月現在、不正を告発した通報者を不利益に取り扱った組織や個人に刑事罰を科す公益通報者保護法改正案が国会で議論されようとしている。
- キ ○○への捜索差し押さえ令状の開示で県警の捜査、捜索が妥当だったかを議論することは、こうした内部告発者の保護を進める社会の動きを後押しすることにもつながると考える。
- ク 実施機関の主張に対し、当方は、刑事訴訟法は公判終結、確定後の刑事記録の閲覧を認め、公益がある場合は公判開始前の閲覧も認めている。このことは刑事訴訟法が、刑事記録など訴訟に関する書類は、原則として公開を促す立場に立っていると理解できる。刑事訴訟法、あるいは条例の趣旨に照らすと、実施機関が開示するとの結論しかありえない。○○に対する家宅捜索は報道の自由や取材源の秘匿といった観点から議論を巻き起こしており、さまざまな人たちによる検証が民主主義社会の健全な発展には必要で、検証の材料となる捜索差し押さえ令状の開示は不可欠であると反論し、開示を求める。
- ケ 刑事訴訟法第53条の2は、「訴訟に関する書類」が情報公開法の適用除外となると定めている。ただ、公判の終結、確定後も適用除外に該当するかどうかの明確な定めはない。一方、刑事訴訟法第53条は「何人も、被告事件の終結後、訴訟記録を閲覧することができる」と規定。新・コンメンタール刑事訴訟法（日本評論社）によれば、裁判の公正を担保するなどの目的があるという。刑訴法は公判の終結、確定後は、記録は原則として公開すべきだとの立場を取っていると考える。
- 刑事訴訟法第47条は「訴訟に関する書類は、公判の開廷前には、これを公にしては

ならない」としているものの、公判の終結、確定後については何ら規定していない。刑事訴訟法第47条にはただし書きがあり「公益上の必要その他の事由があつて、相当と認められる場合は、この限りではない」とも定め、公益上の必要があれば公判の開始前であっても閲覧を認める場合があると明記している。刑事訴訟法は、公益が認められれば「訴訟に関する書類」は積極的に公開すべきとの立場を取っていると解釈できる。

公益とは何か。規定は存在しないものの、新・コンメンタール刑事訴訟法は、国会の国政調査権を例に挙げる。

2024年12月16日の鹿児島県議会総務警察委員会で、〇〇県議は〇〇に対する捜査差し押さえ令状の開示を求めた。議事録によれば「ニュースサイト『〇〇』への家宅捜索は、もう裁判は終わりましたけれども、〇〇巡査長(議事録は実名)の事件だと思いますが、裁判所に求めた捜査差し押さえ令状、これも通常、手続きをすれば公開というか手に入るのでしょうか。公開条例の話です」と述べている。

県議会の審議で県民の代表たる県議が公開を求めたことは、国政調査権に類する公益に当たると考える。ましてや公判は終結、確定しており、開示しない理由はない。

コ 実施機関の主張は、刑事訴訟法第53条、刑事確定訴訟記録法(昭和62年法律第64号)を根拠にしている。しかしながら、検察庁が閲覧させる文書ならば、実施機関が開示しても何の問題もないはずだ。ましてや、捜査差し押さえ令状を作成、請求し、実際に捜索を実行したのは実施機関の警察官だ。当事者として開示する責任がある。

サ 〇〇への家宅捜索は「報道の自由」「取材源の秘匿」「権力と報道機関の関係」に関する全国的な議論を巻き起こした。〇〇が県警の事件捜査に疑義を訴える趣旨の記事を掲載していたこと、押収物から元生活安全部長の逮捕につながったことを踏まえ「告発つぶし」「批判封じ」との指摘もあった。

本件捜索には、現場で行われた手法についても疑義がある。

憲法第35条は「何人も、住居、書類、所持品について、侵入、捜索、押収を受けることのない権利は(中略)捜索場所や押収物を明示する令状がなければ侵されない」と定めている。一方、捜索を受けた〇〇の記者は「捜査差し押さえ許可状に記されていた内容は知らない」と繰り返し主張。〇〇の2025年4月8日配信記事でも「捜査員は(令状を)右手に掲げて『示した』だけで令状を手放そうとはしなかった」と、捜索時の状況を詳細に記している。

他方、実施機関は県議会などで「令状をきちんと示し、適法に捜索した」という趣旨の説明を繰り返し、両者の主張は真っ向から食い違っている。県警の主張が事実であれば、今さら令状を非開示にする理由は全くなく、逆に非開示によって、実施機関による違法な差し押さえへの疑念は深まる結果になると考える。

実施機関が、情報公開の推進を一連の再発防止策の中で打ち出しながら、終結、確定した事件の関係資料も開示さえないのは、再発防止策が画餅であることを自認するようなものではないか。

条例はその目的について「県民の知る権利を尊重し、県政に関する情報の一層の公開を図り、もって県の有するその諸活動を県民に説明する責務が全うされるようにする」と定めている。刑事訴訟法第219条によると、搜索差し押さえ令状には、「差し押さえるべき物」「電磁的記録を複写すべきものの範囲」などが記載されている。こうした内容を含む令状の開示は、まさに一連の捜査や家宅搜索の妥当性を県民に説明することを意味し、条例の目的を忠実に全うすることだと考える。

逆に言えば、不開示は条例の目的に背を向け、論議を呼んだ捜査について説明責任を放棄し、検証を妨げる行為といえる。

実施機関は、一刻も早く当該令状を開示して、県民に対する説明責任を果たすべきである。

3 審査請求に対する実施機関の説明要旨

諮問実施機関から提出された弁明書及び口頭による説明の要旨は、次のとおりである。

(1) 本件対象公文書の性質等について

ア 対象文書の法的根拠

本件対象文書は、地方公務員法違反被疑事件において作成された搜索差押許可状である。

刑事訴訟法第218条第1項は、「検察官、検察事務官又は司法警察職員は、犯罪の捜査をするについて必要があるときは、裁判官の発する令状により、差押え、記録命令付差押え、搜索又は検証をすることができる。」と規定している。

イ 対象文書の構成

刑事訴訟法第219条「差押え等の令状の方式」において、令状の記載事項が規定されており、本件対象文書に記載されている。

ウ 対象公文書の特定について

本件開示請求の対象文書は、「鹿児島県警が令和〇年〇月〇日に搜索した〇〇市の「〇〇」の搜索差し押さえ令状」であり、搜索日及び記載名称から、県警察が令和〇年〇月〇日に本県警察官を通常逮捕した地方公務員法違反事件に係る搜索差押許可状であると判断したが、同搜索差押許可状の原本については、刑事訴訟法第203条第1項の規定に基づき、鹿児島地方検察庁に既に送致しており、県警察で保管している「同搜索差押許可状の写し」を、原本と同一性が認められる書類として、本件開示請求の対象文書として特定した。

搜索差押許可状は、刑事訴訟法第218条第1項に、「検察官、検察事務官又は司法警察職員は、犯罪の捜査をするについて必要があるときは、裁判官の発する令状により、差押え、記録命令付差押え、搜索又は検証をすることができる。」と規定されているとおり、刑事事件における捜査の過程で、裁判官から取得する書類である。

本件搜索差押許可状については、本県警察官の地方公務員法違反事件の捜査過程において、捜査上の必要性を認め、鹿児島地方裁判所裁判官に本件搜索差押許可状を請

求し、同裁判官の法的審査を経て取得したもので、令和〇年〇月〇日に執行している。

なお、被疑者については、その後地方公務員法違反で起訴され、判決が確定していると承知している。

県警察では、当該事件は警察職員が300人以上の個人情報を漏えいした過去に類を見ない特異な事件であり、また、同事件で押収した証拠物から、別件国家公務員法違反事件（元生活安全部長による情報漏えい事件）の端緒を得ており、公判開廷前の別件国家公務員法違反被告事件と密接に関連していることから、事後の公判に備える必要があるため、犯罪捜査規範の規定に基づき、本件対象公文書を含む「訴訟に関する書類」の写しを作成し、保管している。

本件対象公文書は、「訴訟に関する書類」の写しであるが、写しは、原本と同一の内容を有するものであり、写しとなった途端に、訴訟に関する書類としての性格を失うものではないことから、写しは実質的に原本と認められる。

(2) 訴訟に関する書類の性質

刑事訴訟法第53条の2第1項は、「訴訟に関する書類及び押収物については、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）及び独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）の規定は、適用しない。」と規定している。

訴訟に関する書類とは、「被疑事件または被告事件に関して作成された書類をいい、種類及び保管者を問わない。すなわち、手続関係書類（弁護士選任届等）か証拠書類（供述録取書、実況見分調書等）かを問わない。意思表示的文書と報告的文書いずれも含まれる。また、裁判所・裁判官に限らず検察官・司法警察職員・弁護士その他第三者の保管する書類も含まれる。」とされている。

また、訴訟に関する書類を原則として非公開としていることについて、判例は、「それが公にされることにより、被告人、その他関係者の名誉やプライバシーが侵害されたり、公序良俗が害されることになったり、又は捜査や刑事裁判が不当な影響を受けたりするなどの弊害が発生するのを防止することを目的とする。」（平成16年5月25日最高裁判所第3小法廷決定）、「訴訟に関する書類は典型的に秘密性が高く、その大部分が個人に関する情報を含むものであること、また、開示により犯罪の捜査、公判の維持、その他公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれが大きいものであること等に加え、これらの書類等は、刑事訴訟法及び刑事確定訴訟記録法により、その取扱い、開示・不開示の要件、開示手続きが体系的に定められていること等から、情報公開法の規定を適用しないこととしたものであり、かかる制限は正当なものといえることができる。」（平成16年1月16日大阪地方裁判所第2民事部）と判示している。

(3) 条例第30条（適用除外）の該当性

条例第30条は、「法令の規定により、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号。以下「情報公開法」という。）の規定を適用しないこととされている公文書については、この条例の規定は、適用しない。」と規定している。

本条は、国の制度との整合性を考慮し、本県においても、刑事訴訟法第53条の2第1項等の規定に該当する文書については、条例の規定を適用しないことを定めたものである。

本件対象文書は、前記(1)ア記載のとおり、地方公務員法違反被疑事件において作成された訴訟に関する書類に該当する。

処分庁が保管する文書は、本件対象文書の写しであるが、これは、犯罪捜査規範（昭和32年国家公安委員会規則第2号）第273条の「重要又は特異な事件等必要があると認められるときは、捜査書類の写しを作成して保存しておかなければならない。」との規定に基づき、その必要性を認め、本件対象文書を含む訴訟に関する書類の写しを作成し、保管しているものである。

同文書の写しは、実質的に原本と認められるものであり、刑事訴訟法第53条の2第1項の規定により情報公開法の適用除外文書となり、条例についても適用除外文書と判断される。

なお、審査請求人は、「訴訟は終了しており、訴訟に関する書類には該当しない。」旨主張するが、同主張は、刑事訴訟法第47条の「訴訟に関する書類は、公判の開廷前には、これを公にしてはならない。（後略）」旨の規程を根拠にしているものと推察される。

しかしながら、刑事訴訟法第47条の規定は、訴訟に関する書類が公判開廷前に一般公開、すなわち不特定多数の人に開示されることにより、訴訟関係人の名誉を毀損し、公序良俗を害し、又は捜査や刑事裁判に対する不当な影響を防止することを目的としたものであり、公判の終結いかんにより訴訟に関する書類に該当するか否かについては、何ら規定していない。

したがって、終局裁判が確定したからといって対象文書等が訴訟に関する書類から除外されるものではなく、また、刑事訴訟法第53条の2を解説する文献でも、訴訟に関する書類について、捜査中の事件記録や公判中の訴訟記録のほかに、刑事確定訴訟記録等を含むとされていることから、対象文書が訴訟に関する書類に該当し、条例の適用除外文書となることは明らかである。

(4) 被告事件終結後における訴訟記録の閲覧制度について

本件対象文書に係る地方公務員法違反被疑事件は、令和〇年〇月〇日付けで終局裁判が確定している。

被告事件終結後の訴訟記録の取扱いについて、刑事訴訟法第53条第1項は、「何人も、被告事件の終結後は訴訟記録を閲覧することができる。」と規定している。

被告事件の終結後とは、「被告事件に対する終局裁判が確定したあと」のことであり、訴訟記録とは、「公訴提起から被告事件が確定するまでの間に、裁判所が事件記録として編綴した訴訟に関する書類一切をいい、裁判所が作成した各種調書（公判調書等）、証拠書類、裁判書のほか、当事者が作成・提出した書類（起訴状等）がこれに含まれる。」とされている。

また、刑事確定訴訟記録法において、第一審の裁判をした裁判所に対応する検察庁の検察官が訴訟記録を保管することや、保管期間、閲覧及び不服申立ての手続き等が規定

されている。

すなわち、訴訟に関する書類は、終局裁判確定後において、刑事訴訟法等に規定された手続きに基づき、何人に対しても閲覧等の機会が与えられることとなり、民主的な行政の推進に資することを目的とする情報公開法ではなく、刑事訴訟法等の制度内における閲覧等の手続きに服することとなる。

本件対象文書は、地方公務員法違反被疑事件の捜査過程で、鹿児島地方検察庁に送致しており、終局裁判確定後は、刑事訴訟法及び刑事確定訴訟記録法の規定に基づき、第一審裁判に対応する鹿児島地方検察庁が保管していることから、本件対象文書の閲覧を求める場合、同庁に対し、閲覧の申出を行うべきである。

(5) 結論

審査請求人の「訴訟は終了しており、訴訟に関する書類には該当しない。」旨の主張は、法制度の不知によるものであり、本件対象文書は、地方公務員法違反被疑事件において作成された訴訟に関する書類に該当し、条例の適用除外文書となるのは明らかであることから、不開示処分を行った原処分は適法である。

したがって、審査請求人による審査請求は理由がないと言わざるを得ず、行政不服審査法第45条第2項の規定により棄却されるべきである。

(6) 本件対象公文書に係る地方公務員法違反被疑事件の捜査開始から終結までの経緯について

令和〇年〇月以降、一部ウェブメディアの記事に県警察の内部資料が掲載されたことから、情報漏えいに関する調査・捜査を開始している。

令和〇年〇月〇日、個人の犯罪経歴情報や告訴・告発事件処理簿一覧表等の職務上知り得た秘密を第三者に漏らしたとして、本県警察官を地方公務員法違反で通常逮捕している。

当該警察官は、その後地方公務員法違反で起訴され、判決が確定していると承知している。

本件搜索差押許可状は、上記地方公務員法違反事件の捜査上、必要性を認めたことから、鹿児島地方裁判所裁判官に請求して発付を受けたものであり、令和〇年〇月〇日、搜索場所において執行している。

搜索差押許可状の原本は、捜査の過程で鹿児島地方検察庁に送致しており、現在は、同庁が刑事被告事件に係る訴訟記録として保管しているものと承知している。

4 審査会の判断

(1) 審査の経過

審査会は、本件審査請求について、以下のような審査を行った。

年 月 日	審 査 の 経 過
令和7年2月6日	諮問を受けた。
3月14日	諮問実施機関から弁明書の写しを受理した。

本答申は、情報公開・個人情報保護審査会条例第15条に基づき公表しています。

4月16日	諮問実施機関から反論書の写しを受理した。
12月17日	諮問の審議を行った。(諮問実施機関から処分理由等を聴取)
令和8年1月28日	諮問の審議を行った。
3月25日	諮問の審議を行った。

(2) 審査会の判断

ア 本件対象公文書について

実施機関は、本件対象公文書について、地方公務員法違反被疑事件の捜査に当たり、鹿児島地方裁判所裁判官に請求して発付を受け、令和〇年〇月〇日に捜索場所において執行した、捜索差押許可状の写しであると説明している。

また、実施機関は、本件対象公文書について、刑事訴訟法に基づく「訴訟に関する書類」に該当し、条例第30条の規定により、適用除外であるとして本件処分を行っている。

イ 条例第30条について

条例第30条は、「法令の規定により、情報公開法の規定を適用しないこととされている公文書については、この条例の規定は、適用しない。」と定めており、また、刑事訴訟法第53条の2第1項においては、「訴訟に関する書類」については、情報公開法の規定は、適用しないとされていることから、以下、本件対象公文書の「訴訟に関する書類」該当性について、検討する。

ウ 「訴訟に関する書類」該当性について

(イ) 刑事訴訟法第53条の2第1項について

刑事訴訟法第53条の2が「訴訟に関する書類」につき法の規定の適用を除外した趣旨は、これらの書類が典型的に秘密性が高く、その大部分が個人に関する情報であるとともに、開示により犯罪捜査や公訴の維持等に支障を及ぼすおそれが高いものであることから、これらの書類の取扱いを刑事訴訟手続等に委ねることとしたものである。

上記の趣旨から、「訴訟に関する書類」とは、刑事訴訟法第47条の「訴訟に関する書類」と同様に、書類の性質・内容の如何を問わず、被疑事件・被告事件に関して作成又は取得された書類をいい、刑事訴訟法第53条の訴訟記録に限られず、不提出記録及び不起訴記録もこれに該当するものと解され、裁判所ないし裁判官の保管する書類に限らず、検察官・弁護士・司法警察員その他の者が保管しているものも含まれると解するのが相当である。

また、「訴訟に関する書類」には、訴訟記録だけではなく、不起訴記録等の事件記録が全て含まれると解されるところ、これは、当該事件について公訴時効期間が経過しているという事情の有無によって影響を受けるものではない。

(ロ) 訴訟記録の閲覧制度と情報公開制度について

本件対象公文書に係る既に終結している地方公務員法違反被疑事件に係る訴訟に関する書類であることから、審査請求人は、検察庁が閲覧させる文書ならば、県警が開示しても何の問題もないはず、ましてや、搜索差押令状を作成、請求し、実際に搜索を実行したのは鹿児島県警の警察官であり、当事者として開示する責任があると主張しているため、以下、刑事訴訟法に基づく閲覧制度と条例に基づく情報公開制度との関係について検討する。

刑事訴訟法第47条において、公判開廷前は、訴訟関係人の名誉が毀損され、公序良俗が害され又は裁判に対する不当な影響が惹起されることを防止するため、公益上の必要その他の事由があつて相当と認められる場合を除き、訴訟に関する書類を公にしてはならないものとし、公訴の提起後は、同法第40条において弁護人の閲覧・謄写権を、同法第299条において当事者に取調請求に係る書類の事前閲覧をそれぞれ認め、さらに、被告事件の終結後は、裁判の公開の原則を拡張し、これによって裁判の公正を担保するとともに裁判に対する国民の理解を深めるため、同法第53条において原則として何人も訴訟記録を閲覧することができるなど、刑事訴訟手続における手続の進行段階に応じて、種々の権利利益を比較衡量しつつ、必要かつ合理的な範囲で、記録の開示・不開示等の取扱いが定められている。

一方で、条例に基づく情報公開制度は、県民の知る権利を尊重し、県政に関する情報の一層の公開を図り、もって県の有する諸活動を県民に説明する責務が全うされるようにするとともに、県民による県政に対する県民の理解と信頼を確保し、県民参加による公正で開かれた県政の推進に資することを目的とした制度として、条例に基づく開示請求権は何人にも認められるものであり、開示された文書については、原則として写しの交付を求めることが可能である。

これら両制度の趣旨を鑑みるに、刑事訴訟法に基づく閲覧制度は、行政機関等の運営の透明性の確保と知る権利の保障のための情報公開制度とは、制度理念が異なるものと言わざるを得ず、情報公開制度が本来予定している情報の開示・不開示の判断基準とは異なる趣旨のものと考えられる。

また、前述のとおり、条例第30条の規定は、情報公開法の施行に伴う整備法において、一般的な行政文書の開示とは異なる独自の完結した体系的な開示制度を有する書類等については、情報公開法の規定は適用しないこととしており、県においても、情報公開法が適用されない公文書を保有している場合は、国の制度との整合性を考慮し、条例の規定を適用しないこととするものである。

したがって、刑事訴訟法に基づき裁判所において訴訟記録の閲覧が可能であることのみをもって、直ちに条例により開示すべきとは言えず、対象公文書に記録されている情報について、個別に条例第7条各号に規定する不開示情報に該当するか否か、条例30条に該当するか否か等を判断する必要がある。

(ウ) 本件処分の妥当性の審議方法について

鹿児島県情報公開・個人情報保護審査会条例（以下「審査会条例」という。）第9条第1項は、「審査会は、必要があると認めるときは、諮問実施機関に対し、公

文書又は保有個人情報の提示を求めることができる。この場合においては、何人も、審査会に対し、その提示された公文書又は保有個人情報の開示を求めることができない。」、第2項は、「諮問実施機関は、審査会から前項の規定による求めがあったときは、これを拒んではならない。」と規定している。

これは、実施機関の行った開示決定等の判断が妥当かどうかなどを確認するため、公文書を審査会が直接見ることができるいわゆるインカメラ審理の権限を審査会に認めたものである。

「必要があると認めるとき」とは、公文書の性質、事案の証拠関係等に照らし、審査会が当該公文書を実際に見分しないことによる適切な判断の困難性等の不利益と、当該公文書を審査会に提示することによる行政上の支障等の不利益とを比較衡量した結果、なお必要と認められる場合であることを意味する。

審査会の委員には、審査会条例第17条において、罰則により担保された守秘義務が課されていることから、当該公文書を審査会に提出することにより生ずる行政上の支障等の不利益は、通常は生ずることはなく、一般的には、前者の不利益を重視して、インカメラ審理を行うべきと考えられている。

しかし、当該公文書に記録されている情報の中には、その性質上、特定の最小限度の者以外に見分させることが必ずしも適切といえないもの等があり、このような場合には、当該公文書を審査会に提出することにより生ずる行政上の支障等の不利益に配慮せざるを得ない。

このような場合には、審査会は、諮問実施機関から開示決定等に係る公文書等以外の資料の提出を求めて、当該公文書を審査会に提出することにより生ずる行政上の支障等の不利益の内容、程度を的確に理解し、当該公文書を実際に見分しないことにより生ずる適切な判断の困難性等の不利益との比較衡量を行うことになる。

以上のような点に配慮した上で、審査会がインカメラ審理の必要を認めて、開示決定等に係る公文書の提示を求めた以上、諮問実施機関は、「必要があると認めるとき」に該当しないと主張して当該公文書の提示を拒むことはできないものと解される。

本件対象公文書となった搜索差押許可状の写しについて、当審査会は、対象公文書の特定の妥当性、対象公文書の性質等を判断するに当たり、その判断の公正を図るための担保として、当該公文書の見分が必要であると認め、諮問実施機関に対し、提示を求めたが、諮問実施機関により一部被覆処理された対象公文書の写しの提示がされた。

これについて、諮問実施機関に対し、理由の説明を求めたところ、次のような説明があった。

- a 審査請求人の主張が、公判が終了した搜索差押許可状は、訴訟に関する書類に該当しないため開示を求めるというものであったことから、審査会には本件対象公文書が、訴訟に関する書類に該当するか否かの意見を求めるもので、対象公文書に記載された情報の開示・不開示の妥当性について意見を求めるものではないこと。

- b 当該公文書に係る事件で押収した、証拠物の捜査から別件国家公務員法違反事件の証拠物を発見し、その端緒をつけており、当該公文書に係る事件の訴訟は終結しているが、別件国家公務員法違反事件の公判は、まだ開廷に至っていないところであること。
- c 警察庁及び検察庁と協議の上、文書特定に必要な項目として、請求した日付、鹿児島地方裁判所が発付していること、搜索すべき場所が、〇〇市の株式会社〇〇であること、請求者が鹿児島県警察本部であることが分かる範囲を開示していること。

このような諮問実施機関の回答は、次の点で妥当ではないものと言わざるを得ない。

まず、上記 a については、審査請求人は、本件処分を取り消し、開示することを求めており、訴訟に関する書類に該当するか否かを検討するに当たり、本件開示請求に係る対象公文書の特定の妥当性を含めた判断が必要となること、上記 b については、諮問実施機関は、刑事訴訟法第47条の趣旨を踏まえ、審査会への提出を差し控えると説明しているが、同条は、「訴訟に関する書類は、公判の開廷前には、これを公にしてはならない。」と規定しているが、「公判の開廷前に、」訴訟に関する書類を公にしてはならないというものであり、少なくとも公判が終結している事件に関する書類に適用されるものではないこと、さらに付言すれば、実施機関は、別件国家公務員法違反事件の公判との関係を重視しているが、条例の規定により、審査会は、インカメラ審理により公文書を確認できる権限を有しており、他方で審査会の委員には守秘義務が課されており、審査会の場で知り得た秘密が外部に漏れることは実際上あり得ないにもかかわらず、審査会において本件対象公文書の内容が明らかになれば、これを「公にしてはならない」とする刑事訴訟法第47条の趣旨を踏まえ、提出を差し控える必要があるとしていること、上記 c については、審査会は、実施機関の判断が妥当であるかどうかを判断するために、上記 a について前述したとおり、本件開示請求に係る対象公文書の特定の妥当性を含めた判断が必要と考え、本件対象公文書が、本件開示決定等に係る地方公務員法違反被疑事件の捜査に当たり、鹿児島地方裁判所裁判官に請求して発付を受け、令和〇年〇月〇日に搜索場所において執行した搜索差押許可状の写しであることの心証がとれるかどうかを判断するために不可欠であることから求めたのであって、実施機関の裁量により提示可能な内容を求めたものではないにもかかわらず、実施機関において文書特定に必要な項目以外は被覆処理していること。

このように、審査会は、実施機関からの処分理由の聴取後、本件対象公文書に記録されている情報が真正のものであること、すなわち、本件対象公文書が、本件開示決定等に係る地方公務員法違反被疑事件の捜査に当たり、鹿児島地方裁判所裁判官に請求して発付を受け、令和〇年〇月〇日に搜索場所において執行した搜索差押許可状の写しであることについて心証形成に努めるべく審議を重ねたが、遺憾ながら十分な調査ができず、結局、この点について心証を形成することはできなかった。

以上のとおり、審査会は本件対象公文書に記録されている情報が真正のものであ

ることについて十分な心証を形成することができなかったが、このような不確かな状況において、仮に審査会がこのような情報を開示することが適当と判断した情報の中に本来不開示とすべき情報が含まれていたとすると、それらを公開することにより、個人情報や捜査等に関する情報が明らかになり、個人情報の保護や公共の安全と秩序の維持に重大な支障が生じる結果になりかねない。

このため、審査会は、本件対象公文書に記録されている情報がすべて真正のものであること、すなわち、本件対象公文書が、本件開示決定等に係る地方公務員法違反被疑事件の捜査に当たり、鹿児島地方裁判所裁判官に請求して発付を受け、令和〇年〇月〇日に捜索場所において執行した捜索差押許可状の写しであると仮定した上で、本件対象公文書が「訴訟に関する書類」に該当するかどうかについて検討せざるを得ない。

(エ) 「捜索差押許可状」について

刑事訴訟法第218条第1項は、「検察官、検察事務官又は司法警察職員は、犯罪の捜査をするについて必要があるときは、裁判官の発する令状により、差押え、記録命令付差押え、捜索又は検証をすることができる。」と規定している。

また、刑事訴訟法第219条において、令状の記載事項が規定されている。

(オ) 本件対象公文書の「訴訟に関する書類」該当性

本件捜索差押許可状は、実施機関によると、刑事事件の捜査過程で裁判官から取得した書類であり、「訴訟に関する書類」に該当するとのことであるが、当該説明に特段不合理な点は認められない。

また、実施機関は、本件対象公文書は、当該捜索差押許可状の写しであるが、原本と同一の内容を有するものであり、写しとなった途端に、訴訟に関する書類としての性格を失うものではないことから、写しは実質的に原本と認められると主張している。

本件対象公文書は、上記訴訟に関する書類の写しであるが、その場合でも、内容は原本と全く同一であることから、「訴訟に関する書類」に該当するものと認められる。

エ 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象公文書は、刑事訴訟法第53条の2第1項に規定する「訴訟に関する書類」に該当し、情報公開法の規定は適用されないと認められるので、条例第30条の規定により、条例の適用を受ける公文書に該当しないとして、不開示とした実施機関の判断は妥当である。

オ その他の主張について

審査請求人は、その他種々主張しているが、いずれも上記の判断を左右するものではない。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

5 付帯意見

上記4(2)ウ(ウ)（9ページから12ページまで）において述べたように、実施機関は審査会が求めた対象公文書の写しの一部の提示に応じないなど、真摯な協力が得られない状況の下では、審査会の調査能力にも實際上自ずと限界があり、審査会として十分な心証を形成できないまま答申せざるを得ないことは甚だ遺憾である。

本件の諮問実施機関である鹿児島県公安委員会は、実施機関の上級行政庁であり、警察本部を管理する権限と責任に基づき、捜査上の秘密に属する事項についても十分に精査し得る立場にあるから、鹿児島県公安委員会は、本件対象公文書が、刑事訴訟法第219条において規定されている事項が記載されている令状であり、本件開示決定等に係る地方公務員法違反被疑事件の捜査に当たり、鹿児島地方裁判所裁判官に請求して発付を受け、令和〇年〇月〇日に捜索場所において執行した捜索差押許可状の写しであることについても、調査及び審理を尽くした上で適切な裁決を行うべきである。